

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める
意見書

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。

厚生労働省が平成23年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（5局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要である。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やすことが求められている。

医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 総合診療医・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月12日

岩手県住田町議会

議長 水野英哉

様

意見書を提出機関

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

財務大臣 麻生太郎様

文部科学大臣 下村博文様

総務大臣 高市早苗様

岩手県知事 達増拓也様